

## 居住者のいない住宅を取り壊した土地の 固定資産税減免制度を創設しました

住宅が建っている土地の固定資産税は、地方税法の「住宅用地特例」が適用され、税額が低く抑えられています。しかし、住宅を除却すると特例が適用されなくなり、税額が上昇するため、居住者がいないにもかかわらず住宅を除却されずに放置される要因の1つとなっています。

そこで、町では、居住者がいない住宅を除却を促し、空き家の発生抑制や土地の利活用促進を図るため、居住者がいない住宅を除却した土地に係る固定資産税を住宅用地特例が適用した時と同程度の税負担になるよう、一定期間減免します。



**減免対象土地**／次の全てに該当する土地

- ・居住者がいない住宅が建っていた土地（令和6年1月2日以降に住宅を除却した場合に限る）
- ・除却前に住宅用地特例の適用を受けていた土地

**除却対象家屋**／現在、居住者がいない住宅（共同住宅や併用住宅を含む）

- 対** 減免対象土地の所有者またはその相続人（所有者またはその相続人が町税などを滞納している場合を除く）
- 額** 住宅を除却により住宅用地特例の適用を受けなくなった土地に係る固定資産税の額と、当該土地が住宅用地特例の適用を受けるものとみなして算出した固定資産税の額との差額相当分

<計算例> m<sup>2</sup>あたり評価額100,000円/m<sup>2</sup>、地積150m<sup>2</sup>の土地にある住宅を除去した場合



**期** 居住者がいない住宅を除却した年の翌年1月1日（除却した日が1月1日の場合は同日）を賦課期日とする年度から3年度分

例) 令和6年1月2日～令和7年1月1日の間で除却した場合

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	除却	減免期間			減免終了
1月2日	1月1日				

※住宅除却後に申請書の提出が必要です。詳細は、町ホームページをご覧ください。

☎ 税務課 989-5508



▲ホームページ